

事務連絡  
令和2年3月23日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事業部

民間（七会）連合協定工事請負契約約款の訂正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
先般、全建事発第108号にて、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款の改正について情報提供致しましたが、本約款改正について別添1のとおり訂正がありましたのでご連絡します。

なお、本約款改正版（冊子）については、使用開始に先行して3月より販売を開始いたしておりましたが、印刷の刷り直しのため、窓口での販売を一時停止しております。

既に改正版（訂正以前約款）を購入された方には、購入窓口にご連絡いただければ訂正後の改正版（訂正後改正版）と交換させていただくことになっております。ただし、訂正後改正版の納品が4月以降となる可能性もありますので、4月直近の契約で購入済みの訂正改正版の使用を希望される場合は、発注者・受注者間で別添2の「約款訂正に関する覚書」を取り交して使用するようお願い申し上げます。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本件について、必要に応じて、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

- ・民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会のホームページ  
<http://gcccc.jp/>

（添付資料）

- ・別添1 訂正表
- ・別添2 約款訂正に関する覚書

以上

【担当】事業部 平井 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
---

## 訂正表

該当条文	訂正前	訂正後
<p>【法定検査】  <u>第 23 条の 2 (1)</u>  <u>及び同条 (2)</u>  <u>いずれも後段の</u>  <u>括弧書き</u></p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>本項</u>  <u>の業務を</u>監理者に委託した場合は、  <u>監理者</u>）を求める。</p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>立会</u>  <u>いを</u>監理者に委託した場合は、<u>監理</u>  <u>者立会</u>いのもとに行う検査）を求め          る。</p>
<p>【契約不適合責任          期間等】  <u>第 27 条の 2 (3)</u></p>	<p><u>発注者</u>の契約不適合責任を問う意          思を明確に告げることで行う。</p>	<p><u>受注者</u>の契約不適合責任を問う意          思を明確に告げることで行う。</p>
<p>【契約不適合責任          期間等】  <u>第 27 条の 2 (9)</u></p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造          耐力又は雨水の浸入に影響のない          ものを除く。）について請求等を行          うことのできる期間は、<u>10 年</u>とす          る。</p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造          耐力又は雨水の浸入に影響のない          ものを除く。）について請求等を行          うことのできる期間は、<u>第 25 条又</u>  <u>は第 26 条の引渡しを受けた日から</u>  <u>10 年</u>とする。</p>
<p>【発注者の損害賠          償請求】  <u>第 30 条 (2)</u></p>	<p>本条 (1) a の場合においては、こ          の契約に別段の定めのないときは、  <u>発注者は、受注者に対し、遅滞日数</u>  <u>に応じて、請負代金額に対し年 10 パ</u>  <u>ーセントの割合で計算した額の違</u>  <u>約金（損害賠償額の予定。以下同</u>  <u>じ。）を請求することができるもの</u>  <u>とする。ただし、工期内に、第 25 条</u>  <u>による部分引渡しのあったときは、</u>  <u>請負代金額から部分引渡しを受け</u>  <u>た部分に相応する請負代金額を控</u>  <u>除した額について違約金を算出す</u>  <u>る。</u></p>	<p>本条 (1) a に該当し、<u>発注者が受</u>  <u>注者に対し損害の賠償を請求する</u>  <u>場合の違約金（損害賠償額の予定。</u>  <u>以下「違約金」については同じ。）は</u>  <u>、この契約に別段の定めのないとき</u>  <u>は、遅滞日数に応じて、請負代金額</u>  <u>に対し年 10 パーセントの割合で計</u>  <u>算した額とする。ただし、工期内に、</u>  <u>第 25 条による部分引渡しのあった</u>  <u>ときは、請負代金額から部分引渡し</u>  <u>を受けた部分に相応する請負代金</u>  <u>額を控除した額について違約金を</u>  <u>算出する。</u></p>

約款訂正に関する覚書

発注者.....と受注者.....とは、  
 .....年.....月.....日付締結の工事請負契約に添付した契約約款の内容の一部を下記  
 のとおり訂正する。

記

該当条文	訂正前	訂正後
【法定検査】 第 23 条の 2 ( 1 ) 及び同条 ( 2 ) いずれも後段の 括弧書き	発注者に対し、検査（発注者が本項の 業務を監理者に委託した場合は、監理 者__）を求める。	発注者に対し、検査（発注者が立会い を監理者に委託した場合は、監理者立 会いのもとに行う検査）を求める。
【契約不適合責任期 間等】 第 27 条の 2 ( 3 )	発注者の契約不適合責任を問う意思 を明確に告げることで行う。	受注者の契約不適合責任を問う意思 を明確に告げることで行う。
【契約不適合責任期 間等】 第 27 条の 2 ( 9 )	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐 力又は雨水の浸入に影響のないもの を除く。）について請求等を行うこと のできる期間は、__10 年とする。	…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐 力又は雨水の浸入に影響のないもの を除く。）について請求等を行うこと のできる期間は、 <u>第 25 条又は第 26 条 の引渡しを受けた日から 10 年とす る。</u>
【発注者の損害賠償 請求】 第 30 条 ( 2 )	本条 ( 1 ) a の場合においては、この 契約に別段の定めのないときは、 <u>発注 者は、受注者に対し、遅滞日数に応じ て、請負代金額に対し年 10 パーセン トの割合で計算した額の違約金（損害 賠償額の予定。以下同じ。）を請求す ることができるものとする。ただし、 工期内に、第 25 条による部分引渡し のあったときは、請負代金額から部分 引渡しを受けた部分に相応する請負 代金額を控除した額について違約金 を算出する。</u>	本条 ( 1 ) a に該当し、 <u>発注者が受注 者に対し損害の賠償を請求する場合 の違約金（損害賠償額の予定。以下「違 約金」については同じ。）は、この契約 に別段の定めのないときは、遅滞日数 に応じて、請負代金額に対し年 10 パ ーセントの割合で計算した額とする。 ただし、工期内に、第 25 条による部 分引渡しのあったときは、請負代金額 から部分引渡しを受けた部分に相応 する請負代金額を控除した額につい て違約金を算出する。</u>

.....年.....月.....日

発注者.....

受注者.....